**○外務省令第十七号**

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

**第一条**　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マラウイ | クワチャ | 30,800 | 21,200 | 11,500 | 11,500 | 3,100 | 1,700 | 4,800 | 4,800 |

を

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マラウイ | クワチャ | 51,600 | 35,500 | 19,400 | 19,400 | 5,200 | 2,900 | 8,100 | 8,100 |

に改める。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

| |
|---|
| マラウイ |
| クワチャ |
| 4,620 |
| 1,150 |
| 3,080 |
| 770 |
| 380 |
| 380 |

を

| |
|---|
| マラウイ |
| クワチャ |
| 7,740 |
| 1,940 |
| 5,160 |
| 1,290 |
| 650 |
| 650 |

に改める。

**附　則**

1　この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

**○厚生労働省令第百三十三号**

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の四第一項及び第三項、第百七十六条第二項並びに第百七十七条並びに厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第三項の規定に基づき、厚生年金基金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生年金基金規則の一部を改正する省令

厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の六第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十二条第一項第二号中「（令第三十九条の十六に規定する保険料又は共済掛金の払込みを除く。）」を削り、「資産の構成」を「長期にわたり維持すべき資産の構成割合」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　基金は、第一項第二号に規定する事項を定める場合において、専門的知識及び経験を有する者から意見を聴取しなければならない。

第四十二条第四項中「、運用手法」を「運用手法」に、「基本方針」を「、基本方針（法第百三十六条の四第一項に規定する基本方針をいう。以下同じ。）」に改める。

第五十五条第四項中「法第百三十六条の四第一項に規定する」及び「（次項において「基本方針」という。）」を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第百三十四号**

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十七条及び第六十四条第二項並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四条第二号（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分中「及び第三号」を削り、同条中第二号を削り、同条第三号中「給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し」を「実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。